

提起才

協定項目 2 1 - 1 2 消防関係事業の取扱いについて（その 2）

消防関係事業の取扱いについて、次のとおり提起する。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日提出

富山地域合併協議会
会 長 森 雅 志

消防関係事業の取扱いについて（その 2）

消防関係事業については、別紙のとおり調整する。

事務事業名	現 況							調整方針
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
1 消防団の名称・組織・定員 名称 組織 定員	富山市消防団 1団4方面団46分団 1,361名	大沢野町消防団 1団6分団 255名	大山町消防団 1団5分団 181名	八尾町消防団 1団9分団 352名	婦中町消防団 1団8分団 330名	山田村消防団 1団 45名	細入村消防団 1団2分団 110名	名称は富山市消防団とする。 組織は1消防団方面団制とする。 定員は現行の条例定数を合算したものとす。
2 消防団の管轄区域	富山市全域	大沢野町全域	大山町全域	八尾町全域	婦中町全域	山田村全域	細入村全域	管轄区域は新市全域とし、方面団の管轄区域は現消防団の区域とする。 ただし、現富山市の方面団にあっては、現行のとおりとする。